

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画

平成31（2019）年1月
川崎市教育委員会



橘樹郡家跡〔千年伊勢山台遺跡〕の伊勢山台地区から南東（鹿島田）方面を望む



橘樹郡家跡〔千年伊勢山台遺跡〕の伊勢山台地区から西（影向寺）方面を望む

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川に所在する史跡橋樹官衙遺跡群の整備基本計画書である。
- 2 史跡橋樹官衙遺跡群は、橋樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）及び影向寺遺跡からなる。橋樹郡家跡を含む千年伊勢山台遺跡は、川崎市高津区千年字伊勢山台に所在していることから、「大字+小字」という、近年の川崎市内における遺跡名称の命名方法に準拠し、「千年+伊勢山台」から命名している。ただし、千年伊勢山台遺跡内に橋樹郡家跡が所在することが明らかになる以前（平成8（1996）年以前）に実施された発掘調査については、「千年伊勢山台北遺跡」・「伊勢山台遺跡」・「伊勢山台東遺跡」・「千年蟻山遺跡」・「影向寺南遺跡」とそれぞれの調査毎に遺跡の名称が異なっているが、すでに報告書が刊行され、様々な場面で引用等されているため、これまでの名称を用いることにする。

影向寺遺跡についても、それぞれの調査毎に遺跡の名称が異なり混乱をきたしていた経緯から、平成19（2007）年度に刊行された「影向寺遺跡第11次調査報告書」の中で、川崎市教育委員会として、遺跡の名称を今後は「影向寺遺跡」に統一するとともに、昭和50（1975）年に実施された発掘調査を第1次調査とし、それ以降実施された調査を第2次調査から順番に調査次を設定した経緯がある。

ただし、千年伊勢山台遺跡同様、昭和52（1977）年～昭和56（1981）年に川崎市教育委員会が実施した影向寺文化財総合調査及び昭和62（1987）年に影向寺薬師堂保存修理工事の際に実施した薬師堂基壇部の確認調査については、すでに報告書が刊行され、様々な場面で引用等されているため、これまでの名称を用いることにする。
- 3 千年伊勢山台遺跡からは、古代武蔵国橋樹郡の役所跡が発見されているため、本遺跡のうち古代官衙に関連する遺跡について「橋樹郡衙跡」という名称を用いてきた。しかし、古代の郡における役所跡の遺跡名称については、近年全国的に「郡家」を用いる方向性になってきたことから、現在は「橋樹郡家跡」という名称を用いている。また、橋樹郡家跡の官衙関連遺構等は広範囲に広がっていることから、便宜上、橋樹郡家跡を字区分及び現地地形等により地区区分を行い、上原宿地区、伊勢山台地区、谷戸地区、蟻山地区という地区名称も適宜用いる。
- 4 国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（以下、「整備基本計画」という。）の策定事業は、川崎市教育委員会が事業主体となり、平成30（2018）年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した。
- 5 整備基本計画は、川崎市教育委員会が策定し、川崎市附属機関設置条例に基づき設置されている「川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会」（以下、「調査整備委員会」という。）の指導・助言を受けた。
- 6 整備基本計画策定にあたり、文化庁文化資源活用課・文化財第二課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の指導・助言を受けた。
- 7 整備基本計画策定に関わる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が担当し、関連事業の一部を株式会社TEM研究所に委託した。
- 8 本書の執筆は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が行った。

目次

例言

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	1
第3節	計画の対象範囲	4
第4節	計画期間	4
第5節	委員会等の設置・経過	5
第6節	上位関連計画と本計画との関係	8
第2章	史跡を取りまく環境	9
第1節	自然的環境	9
第2節	歴史的環境	10
第3節	社会的環境	12
第4節	史跡指定地の状況	15
第3章	史跡橘樹官衙遺跡群の概要	16
第1節	指定に至る経緯	16
第2節	指定の状況	16
第3節	橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果	19
第4節	遺跡群における保存整備状況	24
第4章	整備の方針と目標	25
第1節	基本方針	25
第2節	整備目標	25
第5章	整備の基本計画	26
第1節	地区区分と地区別整備計画	26
第2節	遺構に関する整備	34
第3節	動線に関する整備	35
第4節	地形造成に関する整備	36
第5節	修景及び植栽に関する整備	36
第6節	施設に関する整備	36
第7節	史跡の公開・活用	40
第8節	史跡の管理・運営	41

第6章 史跡整備計画	43
第1節 短期計画	43
第2節 長期計画	49
• 卷末資料	50
資料1 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則	51
資料2 史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準	52